

# 令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて

このたび、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について、給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急応急採用での対応を図っております。また、学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方への JASSO 災害支援金の申請を受け付けています。

については、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、窓口にご相談ください。

## 1. 災害救助法適用地域

【沖縄県】那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町

## 2. 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の摘要を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

## 3. 給付奨学金 家計急変採用について

### (1) 家計急変の事由

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

#### ① 家計急変の事由

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

### (2) 証明書類

#### ① 罹災（被災）証明書

## 4. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用について

### (1) 貸与始期及び貸与終期

緊急採用（第一種奨学金・無利子）

【貸与始期】2023年8月以降で申込者が希望する月 【貸与終期】2024年3月

応急採用（第二種奨学金・有利子）

【貸与始期】2023年4月以降で申込者が希望する月 【貸与終期】修業年限の終了月

### (2) 提出書類

罹災（被災）証明書

## 5. JASSO 災害支援金について

(1) 対象者 本災害により学生又は生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者。また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた者。

(2) 申請方法 本学を通じて申し込みます。

(3) 支給額 10万円（返還不要）

(4) 詳細 詳細は JASSO のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>